

子供の笑顔が輝く毎日のために

～いじめの防止と解消に向けて～



子ども 子供たちへ

いじめに悩むことがあれば、家族や先生、友達などに気軽に相談しましょう。必ず誰かがあなたを支え、守ってくれます。

どんな理由があつたとしても、いじめをしてはいけません。たとえ、遊びや軽い悪ふざけのつもりでも、相手の心を傷つけ、苦しめることがあります。それは、自分の心の成長にもマイナスになります。

すべての大人は、皆さん一人一人が、夢の実現に向かってがんばることができるよう、力を合わせて支援し続けています。

保護者の皆さんへ

いじめは人間として絶対に許されない行為です。子供をいじめから守るためには、また子供にいじめをさせないためには、学校・家庭・地域が互いに連携を深め、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

いじめに気付いた時は、家庭だけで抱え込まず、まずは学校に相談しましょう。家庭においては、子供たち一人一人が、どれほどかけがえのない存在であるかということについて、常に語り伝えてください。

いじめの防止、早期発見・早期解消により、「子供の笑顔が輝く毎日」となるよう、社会全体で子供たちを見守り、育てていきましょう。



いじめ防止対策推進法（第9条3項）

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
(平成25年9月28日施行)

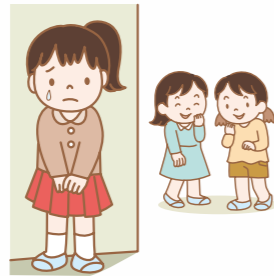
平成26年3月

富山県いじめ対策プロジェクトチーム
富山県教育委員会

1 いじめは大人の目を避け、いろいろな場所でいろいろな形で行われます



冷やかしたり悪口などと言う



みんなで無視し、存在を否定する



遊ぶふりをして乱暴なことをしたり、金品をたかたりする



インターネット上で悪口を言い、相手の心を傷つける

2 いじめをめぐる人間関係は複雑です

- 「いじめている子供」と、それに同調する子供たちの集団の中であって、「いじめられている子供」は次第に孤立していきます。
- 周囲で、いじめを「おもしろがって見ている子供」や「はやしたてる子供」、「見て見ぬふりをする子供」も、間接的にいじめに関わっていることとなります。また、これらの立場は入れ替わることもあります。

※暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。(国立教育政策研究所 H25.7「いじめ追跡調査」より)



3 子供の変化を見逃さず、素早い対応が大切です

▼思い当たることはありませんか

- 顔色や表情が優れず、食欲や元気がなくなる
- 登校を嫌がったり、不調を訴えたりする
- 持ち物が落書きされていたり、壊されていたりする
- 知らない友達から呼び出される
- お金を求めたり、勝手に持ち出したりする
- 電話やメールばかりを気にしている

つらそうだな～

- 感情の起伏が激しくなる
- 言葉遣いが荒くなる
- 学校の話が嫌がる
- 家族との接触を避ける
- 友達のことを話さない

- 買い与えていないものを持っている
- 与えた以上のお金を持っている
- お金の使い方が荒くなる
- 友達に対して命令口調になっている

つらそうだな～

いつもと様子が違う?!

早期発見

・家族全員で子どもの変化を感じ取る
・子供の変化を見逃さない

確認

- 子供の心と体の安全を第一に考える
 - ・事実を丁寧に聞いてあげましょう。
 - ・子供のつらい気持ちを受け止めましょう。
 - ・子供を全力で守ることを伝えましょう。
- 子供のプライドと意思を尊重する
 - ・無理に聞き出すとせず、子供の気持ちに寄り添って考えましょう。

相談

- 子供の気持ちを受け止め、相談する
 - ・親子で相談し、解決が困難な場合、学校に相談しましょう。
- 感情的にならず、冷静に対応する
 - ・学校、相談機関等と連携し、子供のために何をすべきかという視点で対応しましょう。

支援

- 温かい言葉かけで親の気持ちを伝える
 - ・「あなたは悪くない」「私はあなたの味方」等のメッセージを伝えましょう。
 - ※「いじめに負けるな」「もっと強くなれ」と励まし、元氣付けようとするのは、かえって子供を追い込むことになりかねません。
- 子供とふれあう時間を大切にする

家庭だけで抱え込まずに、まず学校に相談し、社会みんなで子供を見守り、育てていきましょう



- いじめをやめさせる
 - ・打ち明けた勇気を認め子供の気持ちを丁寧に聞いてあげましょう。
 - ・いじめられている子供のつらい気持ちを理解させましょう。
 - ・いじめは人間として絶対に許されないことを伝えましょう。

- 学校に連絡し、今後の対応を相談する
 - ・家庭で把握した状況を学校へ連絡し、事実関係を明らかにしましょう。
 - ・家庭ですべきことについて、具体的に相談しましょう。

- 具体的に行動する
 - ・親子で謝罪し、親が真剣に謝る姿を子供に見せましょう。
 - ・いじめの背景にある子供の不安や悩みについて家族の問題として一緒に考えましょう。
- 子供とふれあう時間を大切にする

4 いじめをなくすための環境づくりを家庭からはじめましょう

安心して過ごせる居場所づくり

- ・子供の話を最後まで聞く
- ・子供の思いや考えを受け止める
- ・子供を大切に思う気持ちを言葉や態度で伝える

規範意識づくり

- ・いじめは人間として絶対に許されないことを伝える
- ・保護者自身もいじめを許さないという強い意識をもつ
- ・被害者・加害者でなくても、気付いたことは保護者や教師に相談するように伝える

家族の絆づくり

- ・互いを認め思いやる
- ・話しやすい雰囲気づくりに心がける
- ・子供とのふれあいを大切にする

大人同士が協力する関係づくり

- ・教師との信頼関係を大切にする
- ・他の保護者との交流を大切にする
- ・地域との関わりを大切にする

『愛している』『あなたが大切だ』という親の思いを伝え続ける！

ネットいじめ

ネットを利用していると知らないうちに
いじめの加害者になることがあります。

●いじめの形態は、ひぼう・中傷の書き込み、嫌がらせメール、仲間はずれなど様々です。

ブログ・SNS等への ひぼう・中傷の書き込み



具体例

「〇〇さんを見殺ししよう」
「〇〇さんの顔がキモイ」
「〇〇さん、死んで」
など、実名や個人が特定できる表現を用いて攻撃する。

不特定多数の者から、絶え間なくひぼう・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

他人になりすまして 嫌がらせのメールを送信



具体例

「〇〇さんは、学校近くのスーパーで万引きをしている」のような事実無根のメールを送信したり、それを不特定多数に送信するよう指示したりする。
(なりすまし投稿・チェーンメール)

他人になりすましてネット上で活動し、その子供の社会的信用をおとしめる。

サイトへの 画像・動画の投稿

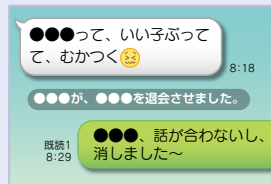


具体例

いじめの現場を撮影し、動画サイトに投稿する。
さらに、そのサイトにひぼう・中傷する書き込みを行う。

動画サイトへの投稿により、さらなるショックを与え、いじめを助長する。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) グループからの仲間はずれ



具体例

A:「〇〇さん、おもしろくない」
B:「退会させようぜ」
C:「〇〇さん、話が合わないで消しました」
とグループから退会させる。

ネット上のグループから個人をはずし、仲間はずれが日常生活にも及ぶ。

●未然防止のためには、家庭の協力が必要です。

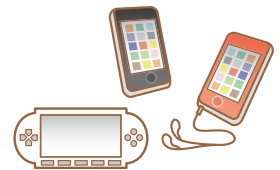
- ・携帯電話やスマートフォン、インターネットに接続できるゲーム機、音楽プレーヤー等の危険性を理解した上で、それらが子供にとって本当に必要かどうかを考えましょう。
- ・携帯電話等を持たせる場合は、情報モラルやマナー、危険性等について子供と話し合い、使用時間や使い方のルールを決めましょう。
- ・子供が使用する携帯電話やスマートフォン、パソコンにはフィルタリングの設定をしましょう。

●子供がネットいじめやネットトラブルにあったら、素早い対応が必要です。

- ・子供に対するケアをしっかり行う。
- ・書き込み等の削除を要請する。



家庭で抱え込まず、学校や関係機関にも相談しながら対応することが大切です。



ネットトラブル情報サイト ネットあんしん富山

URL <http://www.tym.ed.jp/mobile>

携帯電話の安全・安心な使い方や、困った時の対処法、相談先などが掲載されています。

※フィルタリングの設定についても記載



QRコード

いじめの問題は… 一人で悩まず相談しましょう

いじめに気付いた時や、子供に気になる変化が見られた時は、一人で悩まず相談しましょう。学校や市町村教育委員会以外にも、いろいろな相談機関があります。各機関では、どんな悩みにも丁寧に対応します。



いじめに関する主な相談機関

富山県総合教育センター

- 24時間いじめ相談電話
TEL:076-444-6320 (全国統一ダイヤル 0570-0-78310)
E-mail:future@tym.ed.jp(受付のみ)

富山県教育委員会

- 東部教育事務所相談電話
TEL:076-441-3882
- 生涯学習・文化財室「子どもホットライン」
TEL:076-443-0001
E-mail:kodomohl@tam.ne.jp
- 西部教育事務所相談電話
TEL:0766-26-7830

警察

- ヤングテレホンコーナー
TEL:0120-873-415
- 富山県警察本部警察相談課 相談110番
TEL:076-442-0110

法務局

- 子ども人権110番
TEL:0120-007-110
- 富山地方方法務局人権擁護課
TEL:076-441-0866

児童相談所

- 富山児童相談所「子育てテレフォン」
TEL:076-422-5110
- 高岡児童相談所「子育てテレフォン」
TEL:0766-25-8314